

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>高山市内における、県管理河川区域の除草作業を委託するものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務は河川堤防の適正な管理とともに市、地域住民（自治会、老人会、ボランティア団体等）の河川環境への理解と維持管理に対する意識の向上を図るものであり、競争入札には適さない。</p> <p>また、堤防上の河川管理道路の一部に高山市が管理する道路が存在するため、作業効率や交通規制などの住民生活への影響を最小限に抑えるためには、河川管理者・道路管理者が一体となった除草作業が必要となる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>高山市は、地域住民との円滑な調整が可能であり、作業箇所の地形や土地の状況を熟知しているため、安全かつ適正な除草作業を行うことができる。</p> <p>また、河川管理区域内の道路管理者であるため、一括で除草作業を行うことができる。</p> <p>以上により、高山市と契約するものとする。</p>